

貸付 をご利用ください!

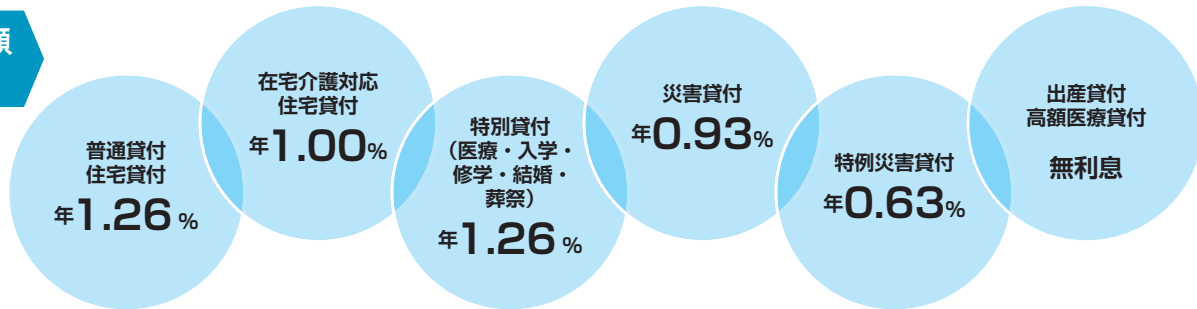
保証人・保証料
抵当権の設定が
不要!!

組合員の皆さまが臨時に資金を必要とした時に貸付けを行います。
令和2年4月に採用された方も令和3年4月貸付分から利用できますので、
所属所の共済事務担当課を通してお申込みください。

利用資格

組合員期間が1年以上の組合員

貸付の種類 及び利率



貸付金の 申込みから 借り受け までの流れ

